

香川県報



号外

平成 18 年

12月28日(木曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

監査委員規程

●香川県監査委員規程の用字及び用語の整備等に関する規程

正 誤

○平成十八年十二月二十二日（香川県報号外）本号で公布された条例のあらまし中訂正

監査委員規程

香川県監査委員規程の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十八日

香川県監査委員

石川 豊

同

辻村 修

同

鍋嶋 明人

同

野田 峻司

香川県監査委員規程第三号

香川県監査委員規程の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県監査委員規程の用字及び用語並びに形式については、香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成十八年香川県規則第四百四号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

正 誤

平成十八年十二月二十二日（香川県報号外）本号で公布された条例のあらまし中訂正

一ページ	上段	正	誤	第六十三号	二ページ	上段	正	誤	第六十八号
一ページ	下段	正	誤	第六十四号	二ページ	下段	正	誤	第六十九号
一ページ	下段	正	誤	第六十五号	二ページ	下段	正	誤	第七十号
一ページ	下段	正	誤	第六十六号	二ページ	下段	正	誤	第七十一号
二ページ	上段	正	誤	第六十七号	二ページ	下段	正	誤	第七十二号
二ページ	上段	正	誤	第六十八号					

平成十八年十二月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています